

消 防 特 第 1 5 7 号  
3 0 高 圧 第 7 号  
平 成 3 0 年 8 月 3 1 日

関係都道県消防防災主管部長 殿

総 務 省 消 防 庁 特 殊 災 害 室 長

経 済 産 業 省 産 業 保 安 グ ル ー プ 高 圧 ガ ス 保 安 室 長

(公印省略)

石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について（通知）

本日付けで公布・施行された政令第248号及び総務省・経済産業省告示第4号により石油コンビナート等特別防災区域の変更が行われました。

貴職におかれましては、石油コンビナート等特別防災区域変更の周知徹底、石油コンビナート等防災計画の見直し及びそれに基づく防災対策の実施等、改正後の当該区域に係る防災体制の確立について引き続き格段の御配慮をされるとともに、関係市区町村に対してもこの旨を周知されますようお願いいたします。

# 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（区域令） の一部を改正する政令について

平成 30 年 8 月  
消防庁特殊災害室

## 1 概要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

石油コンビナート等特別防災区域については、毎年 4 月 1 日現在の状況を調査し、その結果を踏まえて、これまでも必要に応じて変更している。

<参考> 石油コンビナート等特別防災区域について

- (1) 石油コンビナート等特別防災区域とは、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる区域であって、政令（区域令）で指定するものをいい、当該区域に所在する大規模事業所は、災害の発生防止等のために特定防災施設や自衛防災組織の設置等が義務付けられる。
- (2) 現時点で 32 道府県の 83 地区が指定されており、政令改正後、33 都道府県の 84 地区になる。

## 2 改正内容

今年度の調査の結果、次の地区について、石油・高圧ガスの取扱量の変更等の理由により、石油コンビナート等特別防災区域の新規指定や区域の変更等を行う。

- ①東京国際空港地区（東京都）の新規指定
- ②名古屋港臨海地区（愛知県）の拡張
- ③和歌山北部臨海北部地区（和歌山県）の拡張
- ④和歌山北部臨海南部地区（和歌山県）の縮小
- ⑤松山地区（愛媛県）の縮小

## 3 今後の予定

閣議	平成 30 年 8 月 28 日（火）
公布	平成 30 年 8 月 31 日（金）
施行	公布の日

政令第二百四十八号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成二十七年四月一日」を「平成三十年四月一日」に改める。

別表中第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の二を第十二号とし、第十七号及び第十八号を次のように改める。

十七 京葉臨海南部地区

イ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域

十八 東京国際空港地区

東京都大田区羽田空港三丁目の区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目の区域のうち主務大臣の定める区域 東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域

別表第三十五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、同号に次のように加える。

ニ 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

別表第四十五号(1)中「字中鵜ノ島」の下に「、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鵜ノ島」を加え、同表第四十七号イ中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、同表第六十三号中「松山市」の下に「大可賀三丁目、北吉田町及び南吉田町」を加え、「次の」を「主務大臣の定める」に改め、同号(1)及び(2)を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一地区の項中「及び第三号から第四号の二まで」を「第三号及び第四号の二」に改め、同表第三地区の項中「別表第十一号の二から第十三号まで」を「別表第十二号から第十四号まで」に改め、同表第四地区の項中「別表第十四号及び第十五号」を「別表第十五号及び第十六号」に改め、同表第七地区の項中「第三十四号」を「第三十五号」に改める。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域として新たに東京国際空港地区を指定するとともに、石油コンビナート等特別防災区域のうち名古屋港臨海地区等について区域の拡張を行う等の必要があるからである。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこと。（本則関係）

第二 石油コンビナート等特別防災区域として新たに東京国際空港地区を指定するとともに、石油コンビナート等特別防災区域のうち名古屋港臨海地区及び和歌山北部臨海北部地区について区域の拡張を行い、和歌山北部臨海南部地区及び松山地区について区域の縮小を行うこと。（別表関係）

第三 この政令を公布の日から施行すること。（附則第一項関係）

第四 罰則の適用について所要の経過措置を定めること。（附則第二項関係）

第五 広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこと。（附則第三項関係）

	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文	
○	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）	1
○	石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）（附則第三項関係）	4





石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成三十年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇十一 (略) 一二〇十六 (略) (削る)</p> <p>十七 京葉臨海南部地区</p> <p>イ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十八 東京国際空港地区</p> <p>東京都大田区羽田空港三丁目区域 同区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目区域のうち主務大臣の定める区域 東京国際空港の区域（同区羽田空港一丁目から羽田空港三丁目までに属する区域を除く。）のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十九〇三十四 (略)</p> <p>三十五 名古屋港臨海地区</p>	<p>1・2 (略)</p> <p>3 別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示は、平成二十七年四月一日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によりされるものとする。</p> <p>別表 一〇十一 (略) 一一の二〇十五 (略)</p> <p>十六 京葉臨海南部地区</p> <p>イ 千葉県木更津市新港の区域 同市築地の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>ロ 千葉県君津市君津の区域のうち主務大臣の定める区域</p> <p>十七及び十八 削除</p> <p>十九〇三十四 (略)</p> <p>三十五 名古屋港臨海地区</p>

イ (略)

(削る)

ロ・ハ (略)

ニ 愛知県海部郡飛島村東浜二丁目及び東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

三十六(四十四の二) (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

- (1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字貳拾町場、字二十五町場、字二十町場、字貳拾貳町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑

イ 愛知県名古屋市の区域のうち次の区域

- (1) 南区星崎町大手堤、一ノ割、二ノ割上、二ノ割中、二ノ割下、三ノ割上、三ノ割中及び三ノ割下の区域 同区丹後通二丁目、丹後通五丁目、神松町一丁目、神松町二丁目、星崎町繰出及び大同町一丁目から大同町五丁目までの区域のうち主務大臣の定める区域

- (2) 港区本星崎町、大江町、昭和町、船見町及び潮見町の区域 南区本星崎町字外屋敷及び加福町一丁目並びに港区空見町の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 愛知県海部郡飛島村東浜三丁目の区域のうち主務大臣の定める区域

- ハ 愛知県東海市南柴田町ロノ割、ハノ割、ニノ割、ホノ割、ヘノ割、トノ割、チノ割、リノ割、ヌノ割、ルノ割及びヲノ割並びに荒尾町ヨノ割、タノ割及びレノ割の区域 同市東海町及び元浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線、大田川右岸及び海岸線で囲まれた区域 同市元浜町、南柴田町イノ割、新宝町、名和町南埋田並びに荒尾町池下、ワノ割及びカノ割の区域のうち主務大臣の定める区域

ニ 愛知県知多市北浜町及び南浜町の区域のうち一般国道二百四十七号線及び海岸線で囲まれた区域 同市緑浜町の区域のうち主務大臣の定める区域

(新設)

三十六(四十四の二) (略)

四十五 和歌山北部臨海北部地区

和歌山県和歌山市の区域のうち次の区域

- (1) 松江字蛭子地東、字二十七町場、字貳拾町場、字二十五町場、字二十町場、字貳拾貳町外、字拾八町場、字拾八町場南、字中大浜、字拾五町西、字庚申、字三本松、字末切、字拾五町場、字桑畑、字阪部山、字法林寺、字久三山畑

、字東山開キ、字拾貳町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域 本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字貳拾九町場、字海面、字御殿山、字北鶴ノ島、字中鶴ノ島、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鶴ノ島、字内鶴ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鶴ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濱ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2)・(3) (略)

四十六 (略)  
四十七 和歌山北部臨海南部地区

イ 和歌山県海南市の区域のうち次の区域  
(1) (削る)  
(2) (略)

ロ・ハ (略)

四十八〜六十二 (略)  
六十三 松山地区

愛媛県松山市大可賀三丁目、北吉田町及び南吉田町の区域のうち主務大臣の定める区域  
(削る)

六十四〜七十五 (略)

、字東山開キ、字拾貳町場、字拾三町場、字東大浜、字拾町場下及び字拾町場並びに湊字谷ノ坪、字御膳松坪及び字奥ノ坪の区域 本脇字海岸、西庄字外浜、古屋字海面空地、松江字蛭子地、字上山、字二十九町場、字外小松原、字貳拾九町場、字海面、字御殿山、字北鶴ノ島、字中鶴ノ島、字南砂ノ口、字北砂ノ口、字鶴ノ島、字内鶴ノ島、字松林寺、字東山、字安左エ門開キ、字東浜及び字外鶴ノ島並びに湊字口ノ坪及び字濱ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(2) 湊字青岸坪及び字薬種畑坪並びに西浜字中川向ノ坪及び字上川向ノ坪の区域のうち主務大臣の定める区域

(3) (1)及び(2)の区域に介在する道路の区域

四十六 (略)  
四十七 和歌山北部臨海南部地区

イ 和歌山県海南市の区域のうち次の区域  
(1) 下津町大崎の区域のうち主務大臣の定める区域  
(2) 下津町方の区域のうち主務大臣の定める区域  
(3) 下津町下津の区域のうち主務大臣の定める区域

ロ 和歌山県有田市初島町浜の区域のうち主務大臣の定める区域  
ハ イ及びロの区域に介在する道路の区域

四十八〜六十二 (略)  
六十三 松山地区

愛媛県松山市 〃の区域のうち次の区域  
(1) 大可賀三丁目及び北吉田町の区域のうち主務大臣の定める区域  
(2) 南吉田町及び西垣生町の区域のうち主務大臣の定める区域

六十四〜七十五 (略)

○ 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）（附則第三項関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第二十二条関係）		別表第三（第二十二条関係）	
区分	区域	区分	区域
第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号、第三号及び第四号の二に掲げる地区の区域	第一地区	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号。以下この表において「区域令」という。）別表第二号及び第三号から第四号の二までに掲げる地区の区域
第二地区	（略）	第二地区	区域令別表第四号の三、第六号及び第八号から第十号までに掲げる地区の区域
第三地区	区域令別表第十二号から第十四号までに掲げる地区の区域	第三地区	区域令別表第十一号の二から第十三号までに掲げる地区の区域
第四地区	区域令別表第十五号及び第十六号に掲げる地区の区域	第四地区	区域令別表第十四号及び第十五号に掲げる地区の区域
第五地区	（略）	第五地区	区域令別表第十九号、第二十号及び第三十一号に掲げる地区の区域
第六地区	（略）	第六地区	区域令別表第二十一号、第二十四号、第二十六号及び第三十号に掲げる地区の区域
第七地区	区域令別表第三十二号及び第三十五号から第三十	第七地区	区域令別表第三十二号及び第三十四号から第三十

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	七号までに掲げる地区の区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

第十二地区	第十一地区	第十地区	第九地区	第八地区	七号までに掲げる地区の区域
区域令別表第七十三号及び第七十五号に掲げる地区の区域	区域令別表第七十一号の二、第七十二号及び第七十二号の二に掲げる地区の区域	区域令別表第五十号から第五十五号まで、第六十四号、第六十八号及び第七十一号に掲げる地区の区域	区域令別表第四十三号から第四十四号の二まで、第四十八号、第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号までに掲げる地区の区域	区域令別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二までに掲げる地区の区域	

石油コンビナート等特別防災区域に係る  
区域の指定の一部を改正する件について

1. 概 要

石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）  
に係る区域の指定について以下の改正を行うもの。

現在の 地区番号	地区名	都道府県	改正内容
2の2	石狩地区	北海道	地番の分筆
3	室蘭地区	北海道	地番の分筆
7	塩釜地区	宮城県	特別防災区域の拡張
11の2 ～ 16	広野地区 ～ 京葉臨海南部地区	福島県 茨城県 千葉県	地区番号の変更（1号ずつ繰り下げ） ※「13 鹿島臨海地区」に地番の分筆あり
-	東京国際空港地区	東京都	特別防災区域の新規指定
35	名古屋港臨海地区	愛知県	特別防災区域の拡張、規定の整理
45	和歌山北部臨海北部地区	和歌山県	特別防災区域の拡張 地番の合筆
47	和歌山北部臨海南部地区	和歌山県	特別防災区域の縮小
49	福山・笠岡地区	岡山県 広島県	地番の変更
63	松山地区	愛媛県	特別防災区域の縮小

2. 今後の予定

公 布 平成30年8月31日（金）  
施 行 公 布 日

○ 総務省  
経済産業省 告示第四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年  
通商産業省  
自治省 告示第一号）  
の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年八月三十一日

総務大臣 野田 聖子

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



【一・二 略】

二の二 石狩地区

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十五まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十六まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八の区域

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地の一、八番地の二、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十四番地の九、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の三

【一・二 同上】

二の二 石狩地区

北海道石狩市新港中央四丁目一番一から一番十三まで、二番一から二番三まで、三番一、三番三、三千七百四十番一から三千七百四十番二十二まで、三千七百四十三番一から三千七百四十三番五まで及び三千七百四十三番八の区域

三 室蘭地区

北海道室蘭市陣屋町一丁目一番地の一、一番地の三、一番地の五、三番地の二、四番地の一、五番地、百七十二番地の一から百七十二番地の七まで、百七十三番地の一、百七十三番地の二、百七十四番地、百七十五番地、百七十八番地、百七十九番地の六、百七十九番地の八から百七十九番地の十一まで、百八十番地の十、百八十二番地、百八十三番地の一、百八十三番地の二、百八十三番地の五及び百八十五番地、陣屋町三丁目四番地の一、幌前町百六十二番地の四、百六十三番地、百六十四番地の一、百六十五番地の一、百六十五番地の六、百六十六番地の四、百六十六番地の二、四百六十番地及び四百六十一番地、本輪西町一丁目一番地の一、一番地の二、一番地の六から一番地の十まで、一番地の十二、一番地の十五、一番地の十八から一番地の二十一まで、一番地の二十六、一番地の二十七、八番地、五百十番地及び五百十九番地、港北町一丁目一番地の一、一番地の三から一番地の十五まで、二番地の一、二番地の三から二番地の八まで、三番地の一、三番地の四、三番地の五、六番地の一から六番地の五まで、十九番地の一、十九番地の二十九、十九番地の三十、二十番地の二、二十番地の四十六、二十番地の四十八、二十一番地の六から二十一番地の八まで、二十一番地の二十二、二十二番地の八のうち一般国道三十七号線より南側、二十四番地の一から二十四番地の四まで、二十四番地の六、二十五番地の一、二十五番地の七から二十五番地の十まで、二十五番地の十四から二十五番地の四十六まで、三十六番地の一から三十六番地の三まで、三十七番地の三、六十八番地の二十五、五百三番地の二及び五百四番地の一、仲町一番地、二番地の一、二番地の五から二番地の七まで、三番地の一、三番地の三から三番地の七まで、四番地、五番地の一から五番地の三まで、五番地の五から五番地の二十一まで、七番地、七番地の二、九番地、九番地の三、十一番地、十二番地の一、十二番地の十六、十二番地の十七、十三番地、十四番地の一から十四番地の五まで、十四番地の七、十五番地、十六番地の一から十六番地の四まで、十七番地、十八番地、二十六番地、三十三番地、三十七番地、四十五番地、四十六番地、四十七番地の一から四十七番地の六まで、五十九番地、六十四番地の一から六十四番地の九まで、六十五番地の一から六十五番地の三まで、六十七番地、七十番地の一から七十番地の八まで、八十二番地、八十三番地、八十九番地の一、九十番地、九十一番地、九十四番地、百番地、百五番地、百六番地の一、百六番地の二、百九番地、百十番地、百十七番地の一から百十七番地の十三まで、百十九番地、百二十番地の一、百二十一番地及び二百八十二番地、御崎町一丁目九番地、九番地の一から九番地の八まで、十一番地の一から十一番地の十九まで、十三番地、十四番地の一、十四番地の二、十四番地の六、十七番地、十九番地の三

一、十九番地の三、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の二、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の二、二番地の三、二番地の十、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇六の二 略〕

七 塩釜地区

宮城県塩竈市貞山通一丁目四十五番地の十、四十五番地の二十及び四十五番地の二十三から四十五番地の二十五まで、貞山通二丁目二十四番地、二十五番地、二十六番地の十一、二十六番地の十二、四十五番地の二、四十五番地の四、四十五番地の十から四十五番地の二十まで及び五十七番地の二十四から五十七番地の三十四まで並びに貞山通三丁目一番地の一、一番地の四、一番地の六から一番地の十三まで、一番地の二十二、一番地の二十三、九番地の六、二十七番地、二十八番地、二十九番地の二、二十九番地の三、二十九番地の五、二十九番地の七から二十九番地の十四まで、二十九番地の十六から二十九番地の二十二まで、二十九番地の二十五から二十九番地の二十八まで、二十九番地の三十一、二十九番地の三十六、二十九番地の四十三から二十九番地の四十六まで、二十九番地の四十八、二十九番地の四十九、四十五番地の五、四十五番地の六、四十五番地の十六、四十五番地の十八、五十八番地の一、五十九番地の一、五十九番地の二、五十九番地の四、五十九番地の七、六十九番地の二、六十九番地の三、六十九番地の六から六十九番地の十三まで及び六十九番地の十五から六十九番地の二十一までの区域

〔八〇十一 略〕

十二 略

十三 略

十四 鹿島臨海地区

イ 略

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四

、二十番地の五から二十番地の十四まで、三十四番地の二、三十五番地の三、三十五番地の四から三十五番地の七まで、三十六番地の二、三十八番地の五、三十九番地の二、三十九番地の七、三十九番地の八、七十二番地の二、七十二番地の四から七十二番地の七まで、七十三番地の六、七十五番地の二から七十五番地の十八まで、七十六番地、九十三番地、百六番地の一、三百二番地の二から三百二番地の四まで及び三百四番地並びに当該区域に介在する国有無番地、茶津町一番地、一番地の二、二番地の一、二番地の三、二番地の十、四番地の二、四番地の十五から四番地の十七まで、四番地の二十三から四番地の二十五まで、九番地の三から九番地の五まで、九番地の七から九番地の十二まで、十六番地の四、十六番地の五、十七番地、三十五番地の二、三十五番地の四、三十六番地の三、三十六番地の四、三十七番地の三、三十七番地の四、三十八番地の一、三十八番地の三、三十八番地の四、三十八番地の六、三十九番地の三、三十九番地の五、四十番地、七十三番地の二、七十三番地の三、七十三番地の五、百八番地の一及び二百五十七番地並びに入江町七番地の一及び七番地の二の区域

〔四〇六の二 同上〕

七 塩釜地区

宮城県塩竈市貞山通一丁目四十五番地の十、四十五番地の二十及び四十五番地の二十三から四十五番地の二十五まで、貞山通二丁目二十四番地、二十五番地、二十六番地の十一、二十六番地の十二、四十五番地の二、四十五番地の四、四十五番地の十から四十五番地の二十まで及び五十七番地の二十四から五十七番地の三十四まで並びに貞山通三丁目一番地の一、一番地の四、一番地の六から一番地の十三まで、一番地の二十二、一番地の二十三、九番地の六、二十七番地、二十八番地、二十九番地の二、二十九番地の三、二十九番地の五、二十九番地の七から二十九番地の十四まで、二十九番地の十六から二十九番地の二十二まで、二十九番地の二十五から二十九番地の二十八まで、二十九番地の三十一、二十九番地の三十六、二十九番地の四十三から二十九番地の四十六まで、二十九番地の四十八、二十九番地の四十九、四十五番地の五、四十五番地の六、四十五番地の十六、四十五番地の十八、六十九番地の二、六十九番地の三、六十九番地の六から六十九番地の十三まで及び六十九番地の十五から六十九番地の二十一までの区域

〔八〇十一 同上〕

十二 同上

十三 同上

十四 鹿島臨海地区

イ 同上

口 茨城県神栖市北浜一番地から四番地まで、三番地及び四番地に隣接する国有無番地、六番地から十三番地まで、十四番地一、十四番地三、十五番地、十六番地一、十六番地三、十九番地一（工業専用地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第九条第十二項に規定する地域をいう。以下同じ。）に限る。）、十九番地二、二十番地から二十四番地まで、二十七番地、三千六百七十一番地三十七から三千六百七十一番地四十一まで、三千六百七十一番地四十四



二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鵜ノ島千三百七十六番三、千三百七十六番二十三、千三百七十六番二十八及び千三百七十六番五十四、字中鵜ノ島千四百番一、字南砂ノ口千三百四十九番四から千三百四十九番七まで及び千三百四十九番十五から千三百四十九番十八まで、字北砂ノ口千三百三十九番四及び千三百三十九番七、字鵜ノ島千三百六十四番一、千三百六十四番八、千三百六十四番二十一及び千三百六十四番二十二、字内鵜ノ島千四百三番一、千四百四番一、千四百四番八、千四百二十番十、千四百二十番六、千四百二十番七、千四百二十番九、千四百二十番十、千四百二十番十三、千四百二十番十八、千四百二十番二十九、千四百二十番三十一及び千四百二十番三十三、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開キ千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鵜ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番三十二、二千六百七十五番三十三、二千六百七十五番三十五、二千六百七十五番三十六、二千六百七十五番三十九から二千六百七十五番四十二まで、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

〔2〕略

〔四十六〕略

四十七 和歌山北部臨海南部地区

イ 和歌山県海南市の次の区域

〔削る〕

(1) 略

(2) 略

〔口〕略

〔四十八〕略

四十九 福山・笠岡地区

〔イ〕略

ロ 広島県福山市綱管町一番地から十五番地まで、百九十六番地の四、六百六十一番地の五十八及び三千番地の二並びに箕沖町百十三番地の一から百十三番地の三まで、百十四番地、百十六番地の一、百十六番地の二、百十七番地、百二十六番地の一から百二十六番地の五まで

二千四十八番一及び二千四十八番十一から二千四十八番十五まで、字式拾九町場二千五十三番一、字海面二千九十八番一、字御殿山二千三十五番一、字北鵜ノ島千三百七十六番三、字中鵜ノ島千四百番一、字内鵜ノ島千四百三番一、千四百四番一及び千四百四番八、字松林寺千五百八十五番一、字東山千五百五十六番一、千五百五十六番三、千五百五十六番四、千五百五十六番七、千五百五十六番八、千五百五十六番六十七及び千五百五十六番六十八、字安左エ門開キ千五百二十九番、字東浜千五百三十一番一及び千五百三十一番十三並びに字外鵜ノ島千四百四十一番三及び千四百四十一番六から千四百四十一番八まで並びに湊字口ノ坪二千三百五十五番一、二千四百十六番一及び二千四百十六番二並びに字濱ノ坪二千六百七十五番一から二千六百七十五番三まで、二千六百七十五番五、二千六百七十五番八、二千六百七十五番十一から二千六百七十五番十三まで、二千六百七十五番十六、二千六百七十五番十九、二千六百七十五番二十、二千六百七十五番二十二、二千六百七十五番二十六から二千六百七十五番二十九まで、二千六百七十五番三十二、二千六百七十五番三十三、二千六百七十五番三十五、二千六百七十五番三十六、二千六百七十五番三十九から二千六百七十五番四十二まで、二千六百七十五番五十二から二千六百七十五番六十九まで、二千六百七十七番、二千六百九十番及び二千六百九十三番の区域

〔2〕同上

〔四十六〕同上

四十七 和歌山北部臨海南部地区

イ 和歌山県海南市の次の区域

(1) 下津町大崎九百五十一番地の七、九百五十七番地、九百六十四番地、九百七十三番地の一、九百七十三番地の三、九百七十三番地の四、九百八十番地、千三十四番地の二、千三十四番地の三、千六十四番地、千六十七番地の二、千六百六十二番地及び千六百六十三番地の区域

(2) 同上

(3) 同上

〔口〕同上

〔四十八〕同上

四十九 福山・笠岡地区

〔イ〕同上

ロ 広島県福山市綱管町一番地から十五番地まで、百九十六番地の四、元六百六十一番地の五十八及び三千番地の二並びに箕沖町百十三番地の一から百十三番地の三まで、百十四番地、百十六番地の一、百十六番地の二、百十七番地、百二十六番地の一から百二十六番地の五まで

、百二十八番地の三及び百二十八番地の五の区域

〔五十〇六十二 略〕

六十三 松山地区

愛媛県松山市大可賀三丁目十番地の一、十番地の二、十番地の四、十番地の十一、十番地の十七から十番地の二十四、百五十番地の二十二、百五十番地の二十八、三百六十番地の一、三百六十番地の二、五百二十五番地の五、五百二十五番地の十八、五百五十四番地、五百八十番地、五百八十三番地、五百八十三番地の二、六百七十番地の十六から六百七十番地の十八まで、七百四十二番地の三、七百四十二番地の五、八百三十番地の四、千四百五十番地、千四百五十二番地の二、千四百五十三番地の一、千四百五十三番地の三、千四百五十三番地の十、千四百五十三番地の十一、千四百五十四番地、千四百五十五番地、千四百六十番地及び千四百六十一番地の一、北吉田町七十七番地の二、七十七番地の三、七十七番地の十八、七十七番地の二十一、七十七番地の三十九から七十七番地の四十二まで、七十七番地の四十四、七十七番地の六十五、七十七番地の九十一、七十七番地の九十二、五百五十四番地の十、五百五十四番地の八十三、九百七十七番地、千二百二十七番地の十二、千二百二十七番地の十六、千二百八十八番地の四、千二百九十五番地の四、千二百九十六番地の一、千二百九十七番地の一、千二百九十七番地の二及び千三百三十六番地の一並びに南吉田町千六百四十九番地の一、千六百四十九番地の二及び千八百二十一番地の一の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔六十四〇七十五 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

で、百二十八番地の三及び百二十八番地の五の区域

〔五十〇六十二 同上〕

六十三 松山地区

愛媛県松山市の次の区域

(1) 大可賀三丁目十番地の一、十番地の二、十番地の四、十番地の十一、十番地の十七から十番地の二十四、百五十番地の二十二、百五十番地の二十八、三百六十番地の一、三百六十番地の二、五百二十五番地の五、五百二十五番地の十八、五百五十四番地、五百八十番地、五百八十三番地、五百八十三番地の二、六百七十番地の十六から六百七十番地の十八まで、七百四十二番地の三、七百四十二番地の五、八百三十番地の四、千四百五十番地、千四百五十二番地の二、千四百五十三番地の一、千四百五十三番地の三、千四百五十三番地の十、千四百五十三番地の十一、千四百五十四番地、千四百五十五番地、千四百六十番地及び千四百六十一番地の一並びに北吉田町七十七番地の二、七十七番地の三、七十七番地の十八、七十七番地の二十一、七十七番地の三十九から七十七番地の四十二まで、七十七番地の四十四、七十七番地の六十五、七十七番地の九十一、七十七番地の九十二、五百五十四番地の十、五百五十四番地の八十三、九百七十七番地、千二百二十七番地の十二、千二百二十七番地の十六、千二百八十八番地の四、千二百九十五番地の四、千二百九十六番地の一、千二百九十七番地の一、千二百九十七番地の二及び千三百三十六番地の一の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

(2) 南吉田町千六百四十九番地の一、千六百四十九番地の二、千七百九十八番地の十四及び千八百二十一番地の一並びに西垣生町二千三百四十五番地の一、二千三百四十五番地の三、二千三百四十五番地の六及び二千七百三十六番地の七の区域並びに当該区域に介在する道路の区域

〔六十四〇七十五 同上〕